

前島保育園・みわ保育園における医療的ケア児の受入れについて

藤枝市立前島保育園と藤枝市立みわ保育園では、医療的ケア児の受入れをしています。受け入れ人数には限りがあるため、入園できない場合もあることをあらかじめご了承ください。

1 対象となる子ども

保育中に医療的ケアを必要とし、次の全てに該当する0～5歳の子どもが対象となります。

- ・就労などの理由で保護者が家庭で保育できない等「保育の必要性」があること
- ・子ども及びその保護者が藤枝市内に居住していること
- ・主治医が集団保育を適当としていること
- ・就園支援会議（4－③）で保育所での集団保育が可能であると判定されること

2 対象となる医療的ケア

ア 経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）

イ 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内）

ウ 導尿

エ その他（園で受入れが可能なもの（こども課・各園にご相談ください。））



3 園での保育時間及び医療的ケアの実施時間

基本的な保育時間：月曜～金曜 8時30分～16時30分

上記保育時間のうち医療的ケアの実施が可能な時間：9時～15時30分

- ・お子様の症状や看護師・保育士の配置状況により保育時間が限定される場合があります。
- ・看護師が不在の日は保育できない場合があることをあらかじめご了承ください。

4 申込の流れ

① こども課での説明

藤枝市役所こども課へご連絡ください。医療的ケア児の受入れに関する説明、「医療的ケア実施申込書」「主治医意見書」「児童の状況調査票」用紙のお渡し、前島保育園またはみわ保育園見学のご案内をさせていただきます。

※保健センターの乳幼児健診を未受診の場合は受診をお願いします。



体験保育を実施する前にオリエンテーション（30分程度、保護者のみ）を実施します。

② 入園を希望する保育園で体験保育を実施（毎年7月～9月頃）

主治医意見書において集団保育が適当とされた場合に体験保育を実施します。実施日数は園とご相談ください（3日程度）。看護師や保育士と面談しながら、園での生活や集団保育の様子を知っていただくとともに、お子様にも園での集団生活を体験していただきます。

体験保育前オリエンテーションがある場合はオリエンテーション時またはオリエンテーションがない場合は体験保育時に「医療的ケア実施申込書」「主治医意見書」「児童の状況調査票」を園へご提出ください。

- ・受診料や文書料等は申込者でご負担いただくこととなります。
- ・体験保育中の医療的ケアは保護者の方に実施をお願いいたします。



③ 集団保育の可否を検討（毎年１０月～１１月）

藤枝市が開催する就園支援会議で、主治医意見書や体験保育でのお子様の様子も参考に、支援内容や保育所での集団保育の可否について検討いたします。検討の結果は、こども課から郵送でお知らせいたします。

※就園支援会議において、保育所での集団保育が難しいと判断された場合は、別の支援策を検討し、結果を通知する際、担当機関からもご連絡させていただきます。



④ 入園申込書類の提出（毎年１１月～１２月）

集団保育が可能と判断された場合には、下記「入園申込に関する書類」を郵送いたしますので、記入の上、市役所こども課窓口までご提出ください。

◎入園申込に関する書類

- ・教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書
- ・世帯状況調査票
- ・「保育を必要とする事由」を証明する書類 ※就労している方は勤務先の就労証明が必要

5 入園の決定について

各園の医療的ケア児で入園を希望している人のうち「藤枝市保育利用調整基準」に照らして指数（優先度）が高い人から入園候補者として内定します。その後、結果について通知を郵送します。

6 決定通知後の面談

適切な医療的ケアが実施できるよう、以下の書類をご用意いただき、保育を行う上での注意事項等の確認・協議のため、各園で保護者との面談を実施します。

- ・医療的ケア指示書（医師が記入）
- ・実施手順書
- ・リスク対応表
- ・医療的ケア依頼書及び承諾書



【連絡先】

藤枝市役所健康福祉部こども未来応援局

こども課 保育推進係

電話：０５４－６４３－３３２５

藤枝市立前島保育園

電話：０５４－６３５－９３７９

藤枝市立みわ保育園

電話：０５４－６６７－０９０１